

水道料金改定のお知らせ

平成25年5月（4月使用分）から基本料金と超過料金がそれぞれ10%増額改定されます。

用途	料金 基本水量	現行料金（税抜）		改定料金（税抜）		増額分	
		基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金
一般家庭用	5 m ³	970円	121円	1,067円	133円	97円	12円
営業用	10m ³	1,820円	157円	2,002円	172円	182円	15円
団体用	10m ³	1,820円	157円	2,002円	172円	182円	15円
工業用	10m ³	2,060円	181円	2,266円	199円	206円	18円
浴場営業用	10m ³	2,060円	181円	2,266円	199円	206円	18円
臨時用	10m ³	2,660円	181円	2,926円	199円	266円	18円

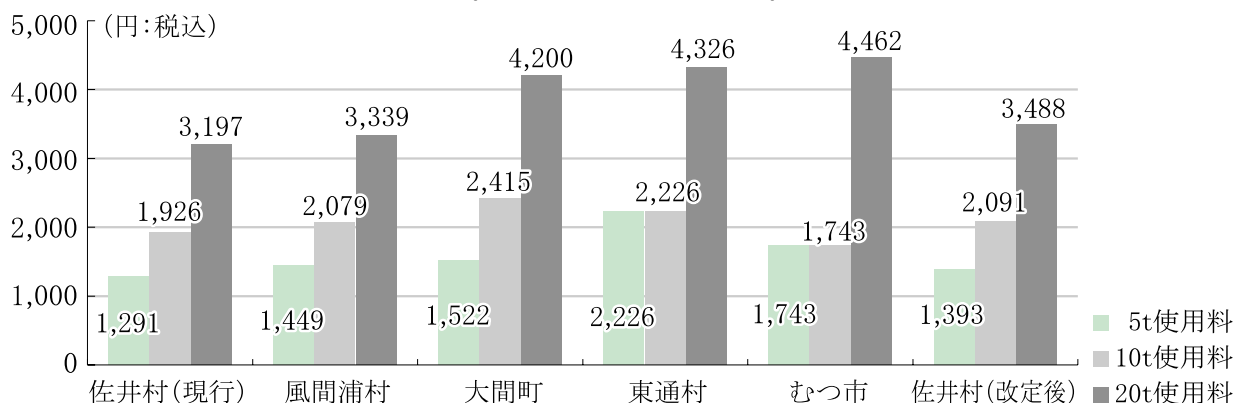
※超過料金は1 m³当たりの料金

水道料金改定の背景

- ①現行の水道料金は、平成3年4月に消費税相当分（3%）と平成15年9月および平成18年3月に10%増額改定して現在に至っています。
- ②料金改定以来、業務の改善や経費節減に努めてきましたが、大幅な歳入不足が生じています。歳入不足の要因は、人口減少による水道料金の減少と過去に実施した水道施設の建設費（借入金）の返済が残っていることによります。
- ③水道会計は特別会計となっており、一般会計（民生費・土木費・教育費など）とは別になっています。このため、水道会計は独立採算および受益者負担が原則で、水道料金により経営しなければなりません。
- ④平成23年度は、約4,100万円の料金収入がありましたが、水道事業の運営および借入金の返済には料金収入だけでは足りませんので、一般会計から不足分を補ってもらっています。しかし、一般会計も厳しい財政状況にあります。
- ⑤10%増額改定しても、下北地域および県内における佐井村の水道料金は下位に位置しています。
- ⑥このような状況から3月定例議会で決議され、料金改定を実施することになりました。住民のみなさんにはご負担をおかけしますが、ご理解・ご協力くださるようお願いいたします。
なお、今回の改定において下水道料金の改定はありません。

下北地域における水道料金の現状（口径20mm、一般家庭用の場合）

※水道料金＝〔基本料金＋超過料金（基本水量を超えた場合）＋メーター使用料〕×消費税率



【お問合せ】建設・水道部門 担当：畠中、田名部

平成24年度の水道（下水道）料金の未納が多くみられます。
お早めに納入して下さるようお願いいたします。